

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子どものための教育・保育給付の支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、子どものための教育・保育給付の支給事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等の規定に基づき、就学前児童の教育・保育の給付等に係る認定の申請を受け、保育の必要性の認定情報の管理、利用者負担額の決定等を行う
③システムの名称	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 94の項, 第9条第2項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第2号, 同項第3号、同条第2項、同条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 116の項, 第19条第9号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部保育・幼稚園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市こども家庭部保育・幼稚園課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6882)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月28日	13 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 94の項	番号法第9条第1項 別表第1 94の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	条例制定
平成28年8月28日	15 ②所属長	保育・幼稚園課長 堀内 一甲	保育・幼稚園課長 岡本 佳美	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月28日	11 評価対象の事務の人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数の増加に伴う変更
平成28年8月28日	11 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成26年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年8月28日	11 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年9月22日	11 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成28年9月22日	13 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 94の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	番号法第9条第1項 別表第1 94の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
平成28年9月22日	14 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 116の項	番号法第19条第7号 別表第2 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
平成28年9月22日	15 ②所属長	保育・幼稚園課長 岡本 佳美	保育・幼稚園課長 高須 篤律	事後	人事異動に伴う変更
平成28年9月22日	11 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年9月22日	11 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年9月22日	11 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年9月22日	11 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	13 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 94の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	番号法第9条第1項 別表第1 94の項、第9条第2項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第2号、同項第3号、同条第2項、同条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
令和11年11月28日	14 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	番号法第19条第7号 別表第2 116の項、第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年5月24日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年5月24日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	令和元年5月24日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	令和元年5月24日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	14 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 116の項、第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	番号法第19条第8号 別表第2 116の項、第19条第9号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	法改正による変更
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	14 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 116の項、第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	番号法第19条第8号 別表第2 116の項、第19条第9号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	法改正による変更
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和11年11月28日	11 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
R5.11.13	18 連携先	保健福祉部保育・幼稚園課	こども家庭部保育・幼稚園課	事後	組織改正による変更
R5.11.13	19 ①部署	保健福祉部保育・幼稚園課	こども家庭部保育・幼稚園課	事後	組織改正による変更
R5.11.13	11 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
R5.11.13	11 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正